

(別紙)

## 措置の通知書

青市監報告第 224 号関係分

都市整備部

| 指摘事項  | 措置状況   |
|---|--|
| <p><b>【公園河川課】</b></p> <p>□金券受払簿に、購入した収入印紙の記載漏れがあった。</p> <p>＜青森市公金取扱いに関する運用指針＞</p> | <p>□水路護岸整備事業において、用地の土地売買契約書等に収入印紙を使用したものですが、令和元年度のみ発生した業務であり、この契約に必要な分のみを購入し、貼り付けして使用したため、金券受払簿への記載を失念していたものです。</p> <p>今後、収入印紙の購入及び使用の際は、受払簿への記載を確実にを行うことを改めて職員に周知徹底し、再発防止に努めます。</p> |

(別紙)

## 措置の通知書

青市監報告第 224 号関係分

市民病院

| 指摘事項  | 措置状況  |
|---|---|
| <p><b>【浪岡病院事務局】</b></p> <p>□保守点検業務委託において、業務の全てが完了していない時期に、通常払の方法により委託料を支出しているものが複数件見受けられた。</p> <p>□歳出執行・契約に係る事務において、起案日の相違や決裁ルートの誤り等、不適切な事務手続きが散見された。</p> <p>□週休日の振替が同一週を超えて行われているが、100 分の 25 の時間外勤務手当が支給されていない。</p> <p>&lt;青森市職員の給与に関する条例第 20 条第 3 項&gt;</p> | <p>□これまで受託者との協議により、費用の発生する時期に委託料を支払うこととして契約を締結していました。</p> <p>令和3年度においては、支払時期を見直し、適切な契約事務処理に努めます。</p> <p>□契約時の提出書類の確認不足等によるものでした。</p> <p>今後は、改めて提出書類の確認を徹底し、適切な事務処理に努めます。</p> <p>□担当者の失念によるものでした。</p> <p>該当となる職員に対しては、指摘後、直ちに 100 分の 25 の時間外手当を支給しました。</p> |

措置の通知書

青市監報告第 224 号関係分

浪岡振興部

| 指摘事項  | 措置状況  |
|---|---|
| <p><b>【市民課】</b></p> <p>□現金出納簿兼日計表において、記載誤りが散見された。</p> <p>&lt;青森市公金取扱いに関する運用指針&gt;</p> | <p>□現金出納簿兼日計表（以下「日計表」という。）は、前回作成したデータを上書きして作成していましたが、指摘のあった項目については、本来、前日分日計表の「翌日への繰越額」の欄に記載の件数と金額に修正すべきところを修正しないまま作成したものであり、決裁の際も誤りに気付かなかったものです。</p> <p>記載誤りのあった日計表につきましては、直ちに正しいものに差し替えました。</p> <p>今回の事案は、作成と決裁（最終確認）いずれの段階においても、チェックが不十分であったことが原因です。</p> <p>日計表を作成する際は、前日のデータを上書きするのではなく、すべての項目が未入力の状態から作成するとともに、①当日の収納件数及び金額を記載した集計表、②当日の精算レシートに加え、③前日分の日計表を参照しながら各項目の件数と金額を入力することとします。また、決裁の段階においても、①～③を突き合わせながら内容を確認し、更には当日金融機関に払い込む現金とも突き合わせすることを徹底し、再発防止に努めます。</p> |

(別紙)

【健康福祉課】

□事業補助金において、補助対象経費を上回る補助金を交付しているものがあつた。

【都市整備課】

□領収証書受払簿において、受払簿が作成されていないものや、残数が合致しないものがあつた。

<青森市公金取扱いに関する運用指針>

□老人クラブ運営補助金の交付事務にあたり、実績報告書で提出された補助対象経費が補助上限額に満たない金額であつたにもかかわらず、補助上限額以上であると誤認し処理してしまったものです。結果として老人クラブ1団体に対して、補助対象経費を上回る補助金を交付したものです。指摘後、当該老人クラブに対し誤った事務処理について謝罪し、速やかに過大に支出した補助金の返還手続を行いました。今後は、再発防止に向け、マニュアルを整備し、申請書類及び通知書類についてチーム内、課内において複数者による確認を行うなど、チェック機能を強化し、正確な事務処理に努めます。

□領収証書受払簿の作成は、受入枚数・使用枚数・残数と内訳を記載し、専決者まで決裁を行うものですが、担当職員の認識不足から適正な事務処理がなされていなかったことにより発生したものです。

指摘のあつた領収済通知書及び納入通知書について、複数人で使用内訳と残数を確認し、記載内容に不備のあつた内訳を精査し、専決者まで決裁を行い改めて作成しました。

その後の対応として、『青森市公金取扱い

(別紙)

に関する運用指針』の熟知を図るため定期的に打合せを実施するとともに、保管・管理の徹底・残数確認を複数人（担当→主幹→課長）で行い再発防止に努め、適切な事務処理に取り組んでいます。

(別紙)

## 措置の通知書

青市監報告第 224 号関係分

農林水産部

| 指摘事項  | 措置状況   |
|---|--|
| <p><b>【農業振興センター】</b></p> <p>□現金出納簿兼日計表において、記載漏れや記載誤りが散見された。</p> <p>&lt;青森市公金取扱いに関する運用方針&gt;</p> | <p>□現金出納簿兼日計表の記載漏れや記載誤りについては、確認不足が原因であることから、農業振興センターにおける「現金取扱い事務処理手順書」及び「歳入事務処理フロー」を見直し、全職員に周知しました。今後は同様の事案が発生しないよう確認を徹底してまいります。</p> |